

令和2年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月15日(水)
開会時刻：15時55分 閉会時刻：16時28分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員
12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員
2名

県道松島線にある●●●●●●●●のコンビニの左側。ここの一角なんですけど、四、五年前にここは一応転用されとるようなんですが、平行した部分はまだ既に県道の拡幅工事で埋立工事をされています。完成されています。そのあとの残りの分なんですけど、ちょっと下にとんがった部分と、お隣さんののりは、ちょうどこの南側の土地を埋めるに当たって、自分のところの北側の境をうまくしてないものですから、盛り上げた土地がだれたような形になって、この申請地の田んぼのようになってとんですが、田んぼそのものは半分ぐらいの形状で、そこにはもう既に水がたまったような状態で、ですから全体が草に覆われたような状態でした。現状はそんなところですよ。周囲の環境なんですけど、もう西側は既に●●●●の駐車場として使われています。南側も、ある不動産屋の資材置き場ということで、木材とかなんとか置いとったんですけど、現状は使われてないような状態です。周囲の環境は、ここを埋められたからというて別に、両側ももう既に埋められてますし、影響はないものだと思います。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。

これ、●●さん●●●●●●●●●●という車がとまっとったろ。あの辺じゃろう。

○1番（●● ●●君）

そう。その北側。そのお隣さんかな。

○議長（●● ●●君）

何かありませんか。

○6番（● ●君）

残りだけが田んぼでちょびっとあったから。長屋が建つとるが。

○1番（●● ●●君）

長屋は潰しとる。

○議長（●● ●●君）

なかろう、今。

○6番（● ●君）

もう潰した。ああ、そうか。長屋があった思うんじゃけどな。

○事務局（●● ●●君）

今の赤いところは、昔は畑で残って、その赤いところの東側に長屋が昔建つとっ

たんです。その大きい長屋は、県道拡幅に伴って倒して、今、ちっちゃい四角が残ってる
と思います。これが農業用倉庫として、これが多分現地には残ってるはずですよ。

○6番(●●君)

じゃけえ、これだけほんなら田んぼで残ったということか。

○事務局(●●●●君)

ここの分だけが、そうです、昔は畑みたいな形状で残ってました。

○議長(●●●●君)

●●●●さんいうたら床田じゃろう。倉敷の●●●●に行きようる、あの人じゃろ。

ほかに質疑はありませんか。

○6番(●●君)

貸し駐車場というのは、面積か何かのあれがあるん。

○事務局(●●●●君)

制限はないです。その申請の規模に対して妥当かどうかは、この委員会で判断しま
す。例えば今回449平米ですけど、車1台しか置きませんって言われたら、いやいやお
かしいでしょと。

○6番(●●正君)

ここ、今狭いが。けど、大きく貸駐車場として開発をするんだというほうに上限か何か
あるんかな、面積の。

○事務局(●●●●君)

農地法上で考えると、本当にその面積はなぜ必要なのかということは事務局として
は聞くようにしてます。何台要るんだ、何台貸すんだ、もうこういう見込みがあるから何
台分はしなきゃいけないんです。ある程度見込みを立ててといてもらわないと、いや、やっ
ても貸せるかどうかわかりませんじゃあ、ちょっとこちらもなかなかそれはうんとは言え
ませんという話をしなきゃいけないので。

○6番(●●君)

見込みがあれば上限はないということじゃな。

○事務局(●●●●君)

そうですね、はい。

○議長(●●●●君)

ほかに質疑ありませんか。

○ 8 番 (●● ●●君)

ここは、去年、おとし、私が農地パトロールしたときも既に田んぼの状態じゃなくて、もう土を入れたような、そういうふうな感じ。

○事務局 (●● ●●君)

●●さんはよくご存じで、●●●●●屋に貸したときに、恐らくその●●●●●屋が勝手に畑から転用されていると思いますね。その●●●●●屋さんが入る前は、まだ畑でつくられていたんです。それを僕も確認はしています。

○ 1 番 (●● ●●君)

今は水がたまって、田んぼか畑かわからんような。

○事務局 (●● ●●君)

今はそうでしょう。

○議長 (●● ●●君)

それでは、質疑及びその他ご意見等はありませんか。よろしいですか。

○ 3 番 (●● ●●君)

悪質な違反転用ではないですか。何かそういう事情等があれば。

○事務局 (●● ●●君)

この地権者の方が悪意を持ってということはないです。

○ 6 番 (● ●君)

大分前からじゃもんな。埋めた畑にしとったのが。

○事務局 (●● ●●君)

いや、僕がここの●●●●●屋さんと話をしたのが 2014 年なので、五、六年前ですね。

○ 6 番 (● ●君)

そのときにはもう地が上がったろう。

○事務局 (●● ●●君)

地は上がってましたけど、畑みてえなことは使われてました。一応畑のような畝はありました。

○議長 (●● ●●君)

ほかにご意見はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見もないようでありますので、議案第1号、番号1については承認したいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第1号、番号1については許可相当に決定いたしました。続きまして、番号2を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書2ページをごらんください。

番号2について、土地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が30平米で、農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が229平米で、農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●●、地目が田、面積が229平米で、農地区分は第3種で、合計3筆、488平米です。申請人は、早島町前潟●番地にお住まいの●●●●●さんでございます。転用目的は貸露天駐車場で、申請事由は「隣地の●●●●●●●●●●が増築されたことに伴い、従業員駐車場や臨時駐車場が不足していることから、露天駐車場を整備し、賃貸借するもの」です。位置図は4ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を5番●●●●委員からよろしくお願いいたします。

○5番（●● ●●君）

1月9日に現地調査をしてみました。場所は、もう皆さん見られたらすぐわかると思うんですけど、●●●●●●●の南側へ、さっき●●さんが言われたとおり駐車場、従業員さんとかいろいろかなり車が、私が行ったときは入ったけど、駐車場が現在のじゃ狭いということで、南側へ駐車場をつくるということなんですけど、場所はそういうことで私が見る限りでは東西へ道路が、道路ういか道が1本ついてますし、駐車場をつくる場所は農地みたいになって水がたまったりしとんですけど、どこへも迷惑はかかるようもないし、問題ないんじゃないかなと思うて見てまいりました。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。

何か質疑はありませんでしょうか。

○議長（●● ●●君）

●●委員、ちょっと東と西の土地の幅があるでしょう。赤字でこれしとんだけど、まだその黒い糸線の左側も、これは道路になっとんですか、これ。

○5番（●● ●●君）

はい。

○議長（●● ●●君）

これを通路にするわけですね、両方とも。

○5番（●● ●●君）

東と西に道路いうんか……。

○議長（●● ●●君）

通れるようにするんですね。

○5番（●● ●●君）

通れるようになってます。もったいない、僕らが見たらもったいないことしてるな思うんですけど。

○議長（●● ●●君）

変な売り方してますね。

○5番（●● ●●君）

両側から入っていける。

○議長（●● ●●君）

本人が了解しとんだからいいだろうけど。何かほかに質疑ありませんか。

もったいないような土地ですけどね。

○6番（● ●君）

ここは調整なん。

○事務局（●● ●●君）

調整区域です。

○2番（●● ●●君）

右は入れんでしょう、これ。右は橋がないでしょう。左だけ。

○議長（●● ●●君）

本当は、幅が広いんだから、片方へあって、片方を通るようにしたら、住宅するのに

ええと思うんじゃけど、真ん中へ通つとるでしょう、皆どれも。

○2番(●● ●●君)

両端が残つとる。

○議長(●● ●●君)

●●●●がもうオンリーみたいな。もったいないよな、いい土地をな。

○1番(●● ●●君)

これは、まだ奥のほうのも●●さんの田んぼ？

○議長(●● ●●君)

そうそう。

○5番(●● ●●委員)

そりゃあ、●●●●が住むか、●ちゃんが住むか、それはわしはわからん。

○議長(●● ●●君)

もう本人が了解しとんだから、しょうがないわな。

○2番(●● ●●君)

これは通路をアスファルトにしたら税金が高くなるんですか。

○事務局(●● ●●君)

露天駐車場になつてしまえば、アスファルトしとろうがしてねえじゃろうが、税金のほうは余り変わらんかもしれません。若干違うかもわかりません。

○議長(●● ●●君)

それでは、ご意見等もいいですか、もう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(●● ●●君)

質疑、ご意見もないようでありますので、議案第1号、番号2については承認したいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(●● ●●君)

ないようでありますので、議案第1号、番号2については許可相当に決定いたしました。

続きまして、報告第1号、番号1農地法第5条の規定による届出についてをお願いいたします。事務局、お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書5ページをお開きください。議案第1号、番号1について、権利の種類は所有権の移転です。

届け出に係る農地は、早島字塩埭●●●●番●、地目が田、面積が146平米、早島字塩埭●●●●番、地目が田、面積が1,143平米、早島字塩埭●●●●番●、地目が田、面積が1,264平米、早島字塩埭●●●●番●、地目が畑、面積が107平米で、合計4筆、2,660平米です。

譲り渡し人は、早島町早島●●●●番地●にお住まいの●●●●さん、早島町早島●●●●番地にお住まいの●●●●さん、早島町早島●●●●番地にお住まいの●●●●さんです。

譲り受け人は、倉敷市笹沖●●●●番地一●、株式会社●● 代表取締役 ●●●●さんでございます。

転用目的は分譲住宅地12区画で、位置図は6ページとなります。こちらは市街化区域内の農地の転用届け出となっております。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ただいまの報告に関して、質問、ご意見等はありませんか、この件に関して。いかがでしょうか。

○8番（●● ●●君）

1つ質問なんですけど、ここの分譲住宅に入る道、あれは、あそこに西側に細い道があるんですけど、何か新しく道ができるんですかね。

○事務局（●● ●●君）

いや、この西側の道路につきましては、一部、若干もう既に従前の開発で少し広がってまして、それに引き続きこう広げてくると。この事業者のほうがですね。この事業者が引き続き道路を広げてきて接道するというので、開発のほうは出ています。

○議長（●● ●●君）

ほかに質問、ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質問、ご意見ないようでありますので、報告第1号、番号1を終わります。

それでは、その他の件についてを事務局からお願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は2月10日の月曜日を予定しております。場所は3階の相談室です。また議案書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

○議長（●● ●●君）

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了いたしました。

令和2年第1回早島町農業委員会を閉会いたします。